



熊本県公報

第13397号
令和7年(2025年)
1月10日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○土地収用法による収用又は使用の手続開始	(用地対策課)	1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(〃)	2
○令和6年度(2024年度)予算の要領	(財政課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	32
○令和7年度(2025年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に関する一般競争入札の参加資格等	(システム改革課)	32
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	32
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	33

公 告

○道路の位置の指定	(建築課)	33
○公共測量の終了	(監理課)	33
○公共測量の終了	(〃)	33
○道路の位置の指定	(建築課)	34
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	34
○令和7年度(2025年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に関する一般競争入札の実施	(システム改革課)	38
○土地改良区の解散	(農村計画課)	41
○土地改良区の定款変更の認可	(〃)	41

登 載 依 頼

○令和6年度(2024年度)熊本県エイズ対策会議の開催	(エイズ対策会議)	42
○選挙管理委員会委員及び補充員の住所及び氏名	(選挙管理委員会)	42
○選挙管理委員会委員長及び同職務代理者	(〃)	42
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	43
○定時登録における直接請求の連署基準数	(〃)	43
○令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙の選挙運動費用収支報告書の一部訂正に伴う要旨の公表	(〃)	43

告 示

熊本県告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和7年(2025年)1月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道57号改築工事(宇土道路)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県宇土市網津町字水谷、字小迫、字辻畑、字上平原、字南谷、字野添、字西谷及び字馬門地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県宇土市網津町字水谷、字小迫、字辻畑、字上平原、字野添、字西谷及び字馬門地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県宇土市役所

熊本県告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
児童通所施設 合志市須屋31 17番地12	株式会社クオーレ 合志市須屋357 番地3 芋生 宣昭	令和7年（2 025年）1 月1日	435290 0320	指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社コム・ハニーズ	合同会社コム・ハニーズ	宇土市恵塚町7 82番地	令和7年 （2025 年）1月1 日	訪問介護

熊本県告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ありんこるーむ 芦北 葦北6郡芦北町 大字道川内6番 地13	一般社団法人こうらくえん 水俣市初野209番 地1 有村 直紀	令和7年（2 025年）1 月1日	435190 0073	指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第12号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
なかにわ	NPO法人らぷら	令和7年（2	435140	指定児童発

上益城郡御船町 豊秋2021	んど 熊本市中央区水道 町14番26号 中村 淑代	025年) 1 月1日	0298	達支援 指定放課後 等デイス ビス
-------------------	------------------------------------	----------------	------	----------------------------

熊本県告示第13号
令和6年度(2024年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和6年11月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。
令和7年(2025年)1月10日
熊本県知事 木 村 敬

令和6年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,016,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868,829,941千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円	千円	千円
		124,234,367	2,542,451	126,776,818
	1 国庫負担金	43,022,993	978,812	44,001,805
	2 国庫補助金	78,207,037	1,563,108	79,770,145
	3 国庫委託金	3,004,337	531	3,004,868
2 繰入金		58,469,990	930	58,470,920
	1 基金繰入金	58,095,055	930	58,095,985
3 繰越金		953,108	1,342,378	2,295,486
	1 繰越金	953,108	1,342,378	2,295,486
4 諸収入		67,056,963	50,752	67,107,715
	1 雑入	8,844,228	50,752	8,894,980
5 県債		79,487,998	2,080,000	81,567,998
	1 県債	79,487,998	2,080,000	81,567,998
歳 入 合 計		862,813,430	6,016,511	868,829,941

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		40,259,770	502,215	40,761,985
	1 総務管理費	15,820,070	502,215	16,322,285
2 民 生 費		107,045,251	11,508	107,056,759
	1 社会福祉費	60,403,981	11,508	60,415,489
3 衛 生 費		62,766,776	399,316	63,166,092
	1 公衆衛生費	47,992,470	364,177	48,356,647
	2 環境衛生費	11,542,900	35,139	11,578,039
4 労 働 費		4,895,068	668	4,895,736
	1 労 政 費	228,212	668	228,880
5 農水産業林費		67,647,551	1,267,614	68,915,165
	1 農 業 費	19,574,731	22,640	19,597,371
	2 畜 産 業 費	3,879,447	26,795	3,906,242
	3 農 地 費	22,696,778	9,122	22,705,900
	4 林 業 費	15,370,637	1,190,647	16,561,284

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 水 産 業 費	6,125,958	18,410	6,144,368
6 商 工 費		68,559,024	6,492	68,565,516
	1 工 鉱 業 費	9,862,548	2,000	9,864,548
	2 観 光 費	2,241,722	4,492	2,246,214
7 土 木 費		95,707,884	1,475,900	97,183,784
	1 河川海岸費	31,427,381	1,475,900	32,903,281
8 警 察 費		42,912,197	246,129	43,158,326
	1 警察管理費	37,693,164	246,129	37,939,293
9 教 育 費		148,537,554	134,715	148,672,269
	1 教育総務費	37,240,528	132,998	37,373,526
	2 保健体育費	2,403,815	1,717	2,405,532
10 災害復旧費		19,509,625	1,971,954	21,481,579
	1 農林水産業 災害復旧費	8,478,417	870,543	9,348,960
	2 土 木 災 害 復 旧 費	10,443,584	1,101,411	11,544,995
歳 出 合 計		862,813,430	6,016,511	868,829,941

第2表 繰越明許費補正		
1 追加		
款	項	金額
1 議会費		千円 486,084
	1 議会費	486,084
2 総務費		2,620,142
	1 総務管理費	717,815
	2 企画費	890,652
	3 防災費	1,011,675
3 民生費		499,152
	1 社会福祉費	309,894
	2 児童福祉費	189,258
4 衛生費		188,370
	1 公衆衛生費	105,301
	2 環境衛生費	83,069
5 労働費		886,926
	1 職業訓練費	886,926
6 農林水産業費		2,695,581
	1 水産業費	2,695,581
7 商工費		826,749
	1 商業費	470,865

款	項	金 額
	2 工 鉱 業 費	千円 96,542
	3 観 光 費	259,342
8 土 木 費		945,630
	1 住 宅 費	945,630
9 警 察 費		491,497
	1 警 察 管 理 費	481,173
	2 警 察 活 動 費	10,324
10 教 育 費		6,509,852
	1 高 等 学 校 費	5,051,432
	2 特 別 支 援 学 校 費	1,111,870
	3 社 会 教 育 費	303,278
	4 保 健 体 育 費	43,272
11 災 害 復 旧 費		10,793,202
	1 土 木 災 害 復 旧 費	10,741,771
	2 教 育 災 害 復 旧 費	51,431
合 計		26,943,185

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 農 林 水 産 業 費		千円 6,776,925	千円 24,570,332
	1 農 業 費	325,445	3,645,643
	2 農 地 費	3,432,280	10,646,060
	3 林 業 費	3,019,200	10,278,629
2 土 木 費		15,292,845	59,784,155
	1 土 木 管 理 費	115,000	1,096,651
	2 道 路 橋 り ょ う 費	7,184,269	23,256,861
	3 河 川 海 岸 費	2,134,000	24,505,296
	4 港 湾 費	1,106,300	2,713,134
	5 都 市 計 画 費	4,753,276	8,212,213
3 災 害 復 旧 費		880,000	5,973,558
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	880,000	5,973,558
合 計		22,949,770	90,328,045

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 行政職員初任者研修バス等賃借	令和7年度	千円 3,514
2 秘書事務委託業務	令和7年度 ～令和9年度	170,064
	年次別内訳 令和7年度	56,688
	令和8年度	56,688
	令和9年度	56,688
3 広報関係業務	令和7年度	39,741
4 首都圏広報業務	令和7年度	10,014
5 旅券発給業務	令和7年度 ～令和9年度	72,786
	年次別内訳 令和7年度	24,262
	令和8年度	24,262
	令和9年度	24,262
6 くまモン利用許諾審査業務	令和7年度	23,554
7 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和7年度	142,272
8 消防学校施設整備事業 益 城 町	令和7年度	60,497
9 救急安心センター関係業務	令和7年度	20,895
10 保健・医療・福祉関係業務	令和7年度	23,454
11 応急仮設住宅賃借	令和7年度	50,675

事 項	期 間	限 度 額
12 大気汚染監視業務	令和7年度	千円 2,568
13 水質環境調査業務	令和7年度	44,292
14 水俣病総合対策事業等委託業務	令和7年度	20,992
15 しごと相談・支援センター関係業務	令和7年度	6,516
16 障がい者特別委託訓練業務	令和7年度 ～令和8年度	11,630
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	5,815 5,815
17 地域無料就労相談窓口関係業務	令和7年度	51,881
18 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和7年度	2,900
19 BSE検査関係業務	令和7年度	2,167
20 野生いのしし検査捕獲業務	令和7年度	6,500
21 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和7年度	300,000
22 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和7年度 ～令和9年度	503,500
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	503,500
23 積算基礎資材単価調査業務	令和7年度	48,852
24 治山事業	令和7年度	758,160

事 項	期 間	限 度 額
25 山地災害危険地区等調査業務	令和7年度	千円 20,000
26 生食用カキ検査業務	令和7年度	3,690
27 水産環境整備事業	令和7年度	188,000
28 水産物供給基盤機能保全事業	令和7年度	84,000
29 水産生産基盤整備事業	令和7年度	3,000
30 水産研究センター施設整備事業 上 天 草 市	令和7年度	95,447
31 くまモン隊管理運営事業	令和7年度	186,682
32 観光統計パラメータ調査事業	令和7年度	3,989
33 多言語コールセンター運営業務	令和7年度	6,544
34 庁用自動車賃借	令和7年度	15,702
35 建設単価調査業務	令和7年度	32,026
36 建設産業若手人材確保対策事業	令和7年度	24,000
37 道路維持費	令和7年度	276,000
38 道路新設改良費	令和7年度	475,000
39 河川掘削事業費	令和7年度	90,000

事 項	期 間	限 度 額
40 港湾建設費	令和7年度	千円 1,220,000
41 鞠智城PR事業	令和7年度	18,000
42 公営住宅管理運営業務	令和7年度 ～令和11年度	4,310,930
	年次別内訳 令和7年度	862,186
	令和8年度	862,186
	令和9年度	862,186
	令和10年度	862,186
	令和11年度	862,186
43 県立高等学校半導体関連人材育成事業	令和7年度	29,876
44 ほほえみスクールライフ支援事業	令和7年度	130,159
45 就学支援金相談窓口関係業務	令和7年度	17,053
46 海外チャレンジ推進事業	令和7年度	14,501
47 第一高校整備事業 熊 本 市	令和7年度	222,981
48 熊本商業高校寄宿舍改修事業 熊 本 市	令和7年度	72,058
49 県立美術館分館管理運営業務	令和7年度 ～令和9年度	152,406
	年次別内訳 令和7年度	50,802
	令和8年度	50,802
	令和9年度	50,802
50 給食業務	令和7年度 ～令和9年度	161,233
	年次別内訳 令和7年度	59,391
	令和8年度	50,921
	令和9年度	50,921

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 職業能力開発拠点整備事業 熊 本 市	令和7年度	千円 981,474	(補正前に同じ)	令和7年度	千円 984,114
2 離職者訓練等委託業務	令和7年度	271,497	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	365,569
				年次別内訳 令和7年度	317,433
				令和8年度	46,266
3 第二宇土八水地区農業 生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和7年度	100,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	230,000
				年次別内訳 令和7年度	130,000
				令和8年度	100,000
4 津口・芝口1期地区農業 生産基盤整備事業 八 代 市	令和7年度 ～令和9年度	2,400,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	2,500,000
	年次別内訳 令和7年度	650,000		年次別内訳 令和7年度	750,000
	令和8年度	1,250,000		令和8年度	1,250,000
5 警察関係業務	令和7年度	1,012,886	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	2,133,150
				年次別内訳 令和7年度	1,922,738
				令和8年度	210,412
6 小川工業高校整備事業 宇 城 市	令和7年度	372,279	(補正前に同じ)	令和7年度	375,972
7 大津支援学校整備事業 大 津 町	令和7年度	538,178	(補正前に同じ)	令和7年度	679,351
8 県有施設等管理業務	令和7年度 ～令和10年度	16,868	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和11年度	7,910,584
	年次別内訳 令和7年度	4,217		年次別内訳 令和7年度	4,569,656
	令和8年度	4,217		令和8年度	1,771,053
	令和9年度	4,217		令和9年度	1,490,172
	令和10年度	4,217		令和10年度	41,960
				令和11年度	37,743

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
9 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 4,028,414	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和10年度	千円 4,447,242
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,872,433 1,597,807 558,174		令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	2,273,880 1,604,110 566,780 2,472
10 事務機器等賃借	令和7年度 ～令和16年度	2,781,765	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和16年度	3,608,787
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度	667,552		令和7年度	814,144
	令和8年度	541,181		令和8年度	692,520
	令和9年度	540,853		令和9年度	692,192
	令和10年度	539,348		令和10年度	690,687
	令和11年度	289,994		令和11年度	441,333
	令和12年度	185,855		令和12年度	260,929
	令和13年度	9,754		令和13年度	9,754
	令和14年度	2,891		令和14年度	2,891
	令和15年度	2,891		令和15年度	2,891
	令和16年度	1,446		令和16年度	1,446

第4表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 改 良 直 轄 災害復旧事業負担金	千円 9,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,539,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,887,000			
治 山 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	2,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	113,000			
公 共 土 木 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	2,200,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	2,306,000			
単 県 治 山 事 業 費	94,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	131,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	5,109,000	証書借入又	る資金に		5,920,000	(補 正 前 に 同 じ)		
単 県 河 川 整 備 事 業 費	9,603,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	10,192,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	2,691,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	2,708,000			
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	136,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	186,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	462,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	464,000			
		(その他)	においては、	は借換えをす				
		工事その他	当該見直	ることができ				
		の都合により、	し後の利	る。				
		一部又は全部	率)					
		を翌年度以降						
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						
計	22,836,000				24,907,000			

令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 890,000	千円 1,038,000
	1 港 湾 費	890,000	1,038,000
合 計		890,000	1,038,000

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 八代港国際旅客船拠点管理運営業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 180,555
	年次別内訳	
	令和7年度	60,185
	令和8年度	60,185
	令和9年度	60,185
2 庁舎等管理業務	令和7年度	13,014

令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

繰越明許費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 675,000	千円 735,000
	1 港 湾 費	675,000	735,000
合 計		675,000	735,000

令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 25,867
	年次別内訳	
	令和7年度	10,222
	令和8年度	9,362
	令和9年度	6,283

令和 6 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和 7 年度	千円 77,556

令和 6 年度熊本県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,265,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 868,079,187千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		229,346,281	3,020,000	232,366,281
	1 地方交付税	229,346,281	3,020,000	232,366,281
2 国庫支出金		124,234,367	440,261	124,674,628
	1 国庫負担金	43,022,993	420,623	43,443,616
	2 国庫補助金	78,207,037	15,681	78,222,718
	3 国庫委託金	3,004,337	3,957	3,008,294
3 繰入金		58,469,990	3,909	58,473,899
	1 基金繰入金	58,095,055	3,909	58,098,964
4 繰越金		953,108	1,799,174	2,752,282
	1 繰越金	953,108	1,799,174	2,752,282
5 諸収入		67,056,963	2,413	67,059,376
	1 受託事業入	2,335,931	835	2,336,766
	2 雑入	8,844,228	1,578	8,845,806
歳 入 合 計		862,813,430	5,265,757	868,079,187

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円	千円	千円
		1,865,614	13,258	1,878,872
	1 議 会 費	1,865,614	13,258	1,878,872
2 総 務 費		40,259,770	306,587	40,566,357
	1 総務管理費	15,820,070	112,147	15,932,217
	2 企 画 費	8,766,473	47,634	8,814,107
	3 徴 税 費	8,058,877	68,595	8,127,472
	4 市 町 村 費	3,187,671	48,858	3,236,529
	5 選 挙 費	1,333,590	663	1,334,253
	6 防 災 費	2,252,589	14,298	2,266,887
	7 統 計 調 査 費	478,509	7,352	485,861
	8 人 員 事 費 委 員 会 費	179,844	3,959	183,803
	9 監 査 委 員 費	182,147	3,081	185,228
3 民 生 費		107,045,251	173,599	107,218,850
	1 社会福祉費	60,403,981	77,281	60,481,262

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児 童 福 祉 費	41,183,236	70,756	41,253,992
	3 生 活 保 護 費	4,829,475	25,562	4,855,037
4 衛 生 費		62,766,776	163,728	62,930,504
	1 公 衆 衛 生 費	47,992,470	31,434	48,023,904
	2 環 境 衛 生 費	11,542,900	55,322	11,598,222
	3 保 健 所 費	1,677,289	60,163	1,737,452
	4 医 薬 費	1,554,117	16,809	1,570,926
5 労 働 費		4,895,068	28,708	4,923,776
	1 労 政 費	228,212	4,939	233,151
	2 職 業 訓 練 費	4,305,576	22,048	4,327,624
	3 失 業 対 策 費	248,350	191	248,541
	4 労 委 員 会 費	112,930	1,530	114,460
6 農 水 産 業 林 費		67,647,551	402,293	68,049,844
	1 農 業 費	19,574,731	185,215	19,759,946
	2 畜 産 業 費	3,879,447	36,270	3,915,717

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 農 地 費	22,696,778	67,761	22,764,539
	4 林 業 費	15,370,637	66,730	15,437,367
	5 水 産 業 費	6,125,958	46,317	6,172,275
7 商 工 費		68,559,024	46,987	68,606,011
	1 商 業 費	56,454,754	15,169	56,469,923
	2 工 鉱 業 費	9,862,548	23,542	9,886,090
	3 観 光 費	2,241,722	8,276	2,249,998
8 土 木 費		95,707,884	197,582	95,905,466
	1 土木管理費	3,133,064	51,856	3,184,920
	2 道 橋 り ょ う 路 費	43,633,816	63,370	43,697,186
	3 河川海岸費	31,427,381	42,311	31,469,692
	4 港 湾 費	5,750,367	9,750	5,760,117
	5 都市計画費	9,766,800	22,357	9,789,157
	6 住 宅 費	1,996,456	7,938	2,004,394
9 警 察 費		42,912,197	1,010,095	43,922,292

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 警察管理費	37,693,164	1,010,095	38,703,259
10 教 育 費		148,537,554	2,921,240	151,458,794
	1 教育総務費	37,240,528	273,902	37,514,430
	2 小 学 校 費	36,095,237	1,054,651	37,149,888
	3 中 学 校 費	21,727,050	606,325	22,333,375
	4 高等学校費	33,439,393	622,972	34,062,365
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,311,022	321,436	13,632,458
	6 社会教育費	2,854,612	39,312	2,893,924
	7 保健体育費	2,403,815	2,642	2,406,457
11 災害復旧費		19,509,625	1,260	19,510,885
	1 農林水産業 災害復旧費	8,478,417	1,260	8,479,677
12 諸 支 出 金		101,089,315	420	101,089,735
	1 繰 出 金	16,835,081	420	16,835,501
歳 出 合 計		862,813,430	5,265,757	868,079,187

令和 6 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,061,925千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円	千円	千円
		860,914	6,988	867,902
	1 使用料	860,914	6,988	867,902
歳 入 合 計		4,054,937	6,988	4,061,925

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土木費		千円	千円	千円
		2,299,554	6,988	2,306,542
	1 港湾費	2,299,554	6,988	2,306,542
歳 出 合 計		4,054,937	6,988	4,061,925

令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 583,488千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円	千円	千円
		551,010	3,778	554,788
	1 貸 付 金 元 利 収 入	551,010	3,778	554,788
歳 入 合 計		579,710	3,778	583,488

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教 育 費		千円	千円	千円
		579,710	3,778	583,488
	1 育 英 資 金	579,710	3,778	583,488
歳 出 合 計		579,710	3,778	583,488

令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,763,985千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		12,719,956	420	12,720,376
	1 一 般 会 計 金 繰 入 金	11,969,956	420	11,970,376
歳 入 合 計		190,763,565	420	190,763,985

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		190,586,926	420	190,587,346
	1 社 会 福 祉 費	190,586,926	420	190,587,346
歳 出 合 計		190,763,565	420	190,763,985

令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,312,195千円	958千円	3,313,153千円
第1項 営業費用	3,230,954千円	958千円	3,231,912千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「502,695千円」を「503,049千円」に、「454,665千円」を「455,019千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	3,185,410千円	354千円	3,185,764千円
第1項 建設改良費	2,398,857千円	354千円	2,399,211千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	73,483千円	1,312千円	74,795千円

令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	3,118,727千円	19,235千円	3,137,962千円
第1項 営業費用	2,791,334千円	19,235千円	2,810,569千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	483,712千円	19,235千円	502,947千円

令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	1,231,784千円	3,168千円	1,234,952千円
第1項 営業費用	1,194,076千円	3,168千円	1,197,244千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	65,691千円	3,168千円	68,859千円

令和6年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	47,347千円	855千円	48,202千円
第1項 営業費用	39,243千円	855千円	40,098千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	9,981千円	855千円	10,836千円

令和6年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,657,318千円	31,549千円	1,688,867千円
第1項 医 業 費 用	1,634,443千円	31,549千円	1,665,992千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,012,514千円	31,549千円	1,044,063千円

熊本県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
地域共生型デイサービス そよ風の森 上益城郡山都町今500番地	有限会社ひまわり・コーポレーション 上益城郡山都町浜町259番地20 安永 幸二郎	自立訓練（生活訓練）	令和7年（2025年）1月1日

熊本県告示第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 競争入札に付する事項
令和7年度（2025年度）熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）1月23日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
 - 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
第二悠愛活動支援センター 阿蘇郡小国町大字上田3469番地	社会福祉法人小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原1530番地の2 佐藤 旨人	生活介護	令和7年（2025年）1月1日

熊本県告示第17号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
たまむすび 玉名市上小田371番地	合同会社ソーシャルファームみのり 玉名市築地611番地 鎌田 のり子	就労継続支援A型	令和7年（2025年）1月1日

公 告

熊本県公告第7号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
- 2 築造者の氏名 一建設株式会社
- 3 道路の位置 菊池市西寺字南園2184番4
- 4 道路の幅員 6.01メートル
- 5 道路の延長 31.95メートル
- 6 指定年月日 令和6年（2024年）12月16日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第265号

熊本県公告第8号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量、街区確定測量）	令和6年（2024年） 8月25日から 令和6年（2024年） 12月6日まで	荒尾市大島

熊本県公告第9号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和5年（2023年） 12月16日から 令和6年（2024年） 12月6日まで	荒尾市大島

熊本県公告第10号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 玉名市大倉587番地
- 2 築造者の氏名 株式会社徳永工務店
- 3 道路の位置 玉名市築地字ナギノ1757番1、同1777番1及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから8.76メートルまで
- 5 道路の延長 121.21メートル
- 6 指定年月日 令和6年（2024年）12月20日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第271号

熊本県公告第11号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）1月10日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
福島 あや	熊本市	西嶋 竹年	熊本市	熊本市東区画図町大字所島字山王544
島村 徹男	熊本市	特定非営利法人こころみ会	熊本市	熊本市東区画図町大字所島字山王549ほか2筆
上田 昭一	熊本市	下村 文幸	熊本市	熊本市東区平山町2740-1ほか1筆
三原 悟	熊本市	三原 安幸	熊本市	熊本市西区上代四丁目1849ほか2筆
村上 寛	熊本市	村上 琢磨	熊本市	熊本市西区河内町大多尾字明德237ほか22筆
内田 公明	熊本市	内田 大晴	熊本市	熊本市西区河内町東門寺字平740-2ほか35筆
内田 一臣	熊本市	内田 大晴	熊本市	熊本市西区河内町東門寺字迎山647-3ほか2筆
中川 秀敏	熊本市	中川 晃士朗	熊本市	熊本市西区河内町白浜字北加倉595ほか26筆
西山 力哉	熊本市	草本 健多郎	熊本市	熊本市西区河内町白浜字イ2192-6
平野 秀正	玉名市	宮本 将志	熊本市	熊本市西区河内町野出字古藪1498-2
田中 郁子	熊本市	田中 誠一	熊本市	熊本市南区近見四丁目396-1
田中 久代	熊本市	田中 誠一	熊本市	熊本市南区近見四丁目396-3ほか1筆
齊藤 博親	熊本市	藤林 浩昭	熊本市	熊本市南区鳶町二丁目915
中村 勇一	熊本市	藤林 浩昭	熊本市	熊本市南区荒尾三丁目107

				1ほか2筆
上妻 利博	熊本市	藤林 浩昭	熊本市	熊本市南区合志三丁目946 ほか1筆
米田 和成	熊本市	宮崎 兼護	熊本市	熊本市南区並建町字外潟16 07-1
清島 隆明	熊本市	西村 和洋	熊本市	熊本市南区並建町字中道81 4-1
清島 隆明	熊本市	宮崎 兼護	熊本市	熊本市南区並建町字外潟16 08-1
清島 隆明	熊本市	中村 栄三	熊本市	熊本市南区並建町字新潟16 73
田邊 浩信	熊本市	株式会社農家 もとよし	熊本市	熊本市南区八幡二丁目106 1-1
馬場 芳文	熊本市	藤山 司	熊本市	熊本市南区銭塘町字枝溝25 1ほか4筆
小山 巖	熊本市	藤山 司	熊本市	熊本市南区銭塘町字西本田1 314-1
田上 昭夫 外1名	熊本市	中原 義継	熊本市	熊本市南区八分字町字角田1 339ほか3筆
野俣 親範	熊本市	藤川 和久	熊本市	熊本市南区八分字町字水口9 26-1
上田 正實	熊本市	有限会社秀明 ナチュラルフ ァーム熊本	熊本市	熊本市南区八分字町字行当6 25
西村 勲	熊本市	馬原 公博	熊本市	熊本市南区中無田町字田中9 79-1ほか2筆
古閑 壽義	熊本市	古閑 敬二	熊本市	熊本市南区孫代町字前田29 0-1ほか1筆
久良 和子	合志市	村上 一義	熊本市	熊本市南区美登里町字高塘5 59-2
園村 テルヨ	熊本市	園村 彰	熊本市	熊本市南区海路口町字鰥寡開 848
野田 浩幸	熊本市	株式会社ミヤ モトファーム	熊本市	熊本市南区川口町字立爾免2 294-1ほか3筆
藤林 浩昭	熊本市	熊本チャレン ジド・ファーム 株式会社	熊本市	熊本市南区無田口町字東潟2 296
紫垣 高子	熊本市	牧 平	熊本市	熊本市南区富合町榎津字戸板 町88ほか2筆
清崎 エミ子	熊本市	西村 大輔	熊本市	熊本市南区富合町釈迦堂字狐 町587
東野 隆	熊本市	平江 達己	熊本市	熊本市南区富合町木原字井尻 724-1ほか3筆
高木 タズル	熊本市	畑農 耕次	熊本市	熊本市南区富合町大町字古川 878
内坂 久美	熊本市	畑農 耕次	熊本市	熊本市南区富合町大町字前田 299ほか2筆
和田 かつ子	熊本市	池本 寿郎	熊本市	熊本市南区域南町宮地字水洗 282-5
園田 昌文	熊本市	池本 寿郎	熊本市	熊本市南区域南町隈庄字筵打 1ほか1筆
田崎 美明	熊本市	西田 征司	熊本市	熊本市南区域南町碓字高町1

				032ほか5筆
福田 正資	熊本市	西田 征司	熊本市	熊本市南区城南町碓字高町1 062-2
中野 富子	熊本市	西田 征司	熊本市	熊本市南区城南町碓字免戸町 903ほか1筆
清田 利正	熊本市	農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市	熊本市南区城南町千町字道上 1550-2ほか1筆
吉田 主税	熊本市	農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市	熊本市南区城南町坂野字居屋 敷2151
緒方 隆 (亡) 緒方 年雄	熊本市	農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市	熊本市南区城南町坂野字大道 下64-1ほか1筆
堀 善博	熊本市	農事組合法人 火の君とよだ	熊本市	熊本市南区城南町鰐瀬字毛頭 田1740ほか1筆
三角 正俊	熊本市	大橋 勝利	熊本市	熊本市南区富合町上杉字東上 ヶ田65ほか1筆
鈴木 尚美	熊本市	成松 照隆	熊本市	熊本市南区城南町永字豊ノ内 909-1
福永 邦昭	熊本市	松岡 良一	熊本市	熊本市南区城南町赤見字上北 村900
福永 邦昭	熊本市	桑原 伸一	熊本市	熊本市南区城南町赤見字下北 村812ほか2筆
林 芳郎	熊本市	那須 功一	熊本市	熊本市南区城南町鰐瀬字東亀 島2431-1ほか1筆
松岡 慎一郎 (亡) 松岡 貴努恵	熊本市	山田 哲也	熊本市	熊本市南区城南町塚原字小木 原360-1
林 裕司	熊本市	那須 功一	熊本市	熊本市南区城南町鰐瀬字東亀 島2432-3
緒方 喜一	熊本市	那須 功一	熊本市	熊本市南区城南町鰐瀬字東亀 島2432-2
深澤 信浩	熊本市	那須 功一	熊本市	熊本市南区城南町鰐瀬字東亀 島2438-1ほか2筆
上塚 聖捷	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字清山 811
坂井 敬政	熊本市	金田 武	熊本市	熊本市南区城南町千町字清山 810
境 保男 (亡) 境 ハ ル子	熊本市	熊本大同フー ズ株式会社	熊本市	熊本市北区植木町鑑田字中ノ 尾383-1
木村 ミツノ	熊本市	農事組合法人 吉松グリーン ファーム	熊本市	熊本市北区植木町平井字北無 田1091-1ほか1筆
高木 芳照	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字林原 238ほか3筆
丸山 光江	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字林原 242-1
藤本 千秋 (亡) 藤本 秋月	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字高熊 157

丸山 隆照	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字出口 7 6 8 - 1
丸山 正弘	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字出口 7 8 3
田中 美富実	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字塚ノ 本 1 9 8 ほか 2 筆
岡本 義則	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字出口 7 8 5 - 1
前田 信行 (亡) 前田 政喜	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字高熊 1 5 9 - 1 ほか 3 筆
高見 美介 (亡) 高見 巖	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字土器 園 3 5 5
坂田 ミドリ	熊本市	三山 孝行	合志市	熊本市北区植木町有泉字石仏 4 3 5
内田 公明	熊本市	内田 大晴	熊本市	熊本市北区太郎迫町字本村屋 敷 4 5 1 - 2

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中川 貴光	熊本市	熊本市南区内田町字六反 7 0 3 ほか 1 筆
園田 茂	熊本市	熊本市南城南町坂野字迫 1 5 3 6 - 1
株式会社農家もとよし	熊本市	熊本市南区八幡三丁目 1 2 9 0 ・ 1 2 9 1 ほか 4 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字宮田 5 7 8 - 1
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸木部町字二ノ坪 1 7 9 0 ほか 1 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字北無田 4 1 1 - 1 ほ か 2 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西四丁目 2 2 7 - 1 ほか 2 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字宮田 5 7 2 - 1 ほか 5 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸木部三丁目 1 7 4 1 ほか 5 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字堀川口 5 1 6 - 1 ほ か 1 2 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字北無田 4 4 2 - 1 ほ か 4 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字薙田 6 0 7 - 4
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字堀川口 4 9 7 - 1 ほ か 8 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区南高江四丁目 2 3 1 1 - 1 ほか 9 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区南高江四丁目 2 3 1 0 - 1 ほか 3 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字北無田 4 0 8 - 1 ほ か 6 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸木部町字野中 2 0 0 6 - 1 ほか 1 2 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸木部町字源海 2 1 5 4
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸西無田町字北無田 4 0 7 - 1 ほ か 3 筆
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸木部町字源海又 2 1 0 1
株式会社こしやて農産	熊本市	熊本市南区御幸木部町字西二ノ坪 1 8 2 8 - 1

		ほか5筆
2	認可年月日	
	令和6年(2024年)12月27日	

熊本県公告第12号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)1月10日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項**(1) 業務の名称**

令和7年度(2025年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班(熊本県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

令和7年度(2025年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 委託期間

令和7年(2025年)4月1日(火)から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

(6) 履行場所

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。**(10) 最低制限価格の設定**

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)1月23日(木)午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 公告の日から過去5年以内に熊本県と同規模以上の広域的なネットワーク（WAN）施設数及び管理対象機器数の監視業務等の実績があること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(4)のWANの監視業務等実績の対象となる契約書の写し
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月6日（木）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 仕様書の配布
ア 配布方法
公告の日から令和7年（2025年）2月6日（木）午後5時までに、仕様書一式受領書兼誓約書を持参した者に配布する。なお、1(2)の発注・契約担当部局に電話で連絡の上、持参する日時を事前に調整すること。
イ 配布場所
1(2)の発注・契約担当部局
- (2) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月6日（木）午後5時まで受け付ける。
- (3) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月25日（火）まで行う。
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年（2025年）2月25日（火）午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、

郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)2月21日(金)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(5) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(6) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(8) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(4)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(9) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(10) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(11) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項

の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Kumamoto Wide Area Network operation and management service

(2) Date and Place for tender

Date: February 25th 2025 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

System Reform Division, Digital Strategy Bureau, Department of Planning
and Development

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

(9th floor of Prefectural Government New Building)

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第13号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区理事長堀洋一から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第67条第2項の規定により令和6年 (2024年) 12月26日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年 (2025年) 1月10日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第14号

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区理事長中村三千人から令和6年 (2024年) 11月28日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年 (2024年) 12月26日付けで認可したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第3項の規定により公告する。

令和7年 (2025年) 1月10日

熊本県知事 木 村 敬

登 載 依 頼

熊本県エイズ対策会議公告第1号
令和6年度(2024年度)熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
令和7年(2025年)1月10日

熊本県エイズ対策会議
座長 松下修三

1 開催日時
令和7年(2025年)1月21日(火)
午後6時30分から午後8時まで

2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター 1階101会議室

3 議題
(1) エイズ患者等の発生状況について
(2) 熊本県におけるエイズ対策について
(3) 意見交換

4 傍聴者の定員
5人

5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班
(電話096-333-2240)

熊本県選挙管理委員会告示第1号
熊本県選挙管理委員会委員及び補充員に次の者が選挙されたので、熊本県選挙管理委員会規程(昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号)第4条第1号の規定に基づき告示する。
令和7年(2025年)1月10日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

委員となつた者	
住所	熊本市中央区
氏名	高 島 剛 一
住所	熊本市南区
氏名	坂 口 眞 理
住所	熊本市中央区
氏名	竹 下 文 則
住所	熊本市中央区
氏名	福 田 充
補充員となつた者	
住所	熊本市中央区
氏名	崎 坂 誠 司
住所	熊本市西区
氏名	渡 辺 絵 美
住所	八代市
氏名	宮 嶋 久 美 子
住所	熊本市北区
氏名	本 田 充 郎

熊本県選挙管理委員会告示第2号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第1項の規定により、次の者が熊本県選挙管理委員会委員長に選挙され、また同条第3項の規定により委員長の職務を代理する者として次の者を指定したので、熊本県選挙管理委員会規程(昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号)第4条第3号及び第4号の規定に基づき告示する。
令和7年(2025年)1月10日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

委員長となつた者
住所 熊本市中央区
氏名 高島 剛 一
委員長職務代理者として指定された者
住所 熊本市中央区
氏名 福田 充

熊本県選挙管理委員会告示第3号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づくその総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
令和7年（2025年）1月10日
熊本県選挙管理委員会委員長 高島 剛 一
その総数の50分の1 28,515
その総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 278,215

熊本県選挙管理委員会告示第4号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。
令和7年（2025年）1月10日
熊本県選挙管理委員会委員長 高島 剛 一
その総数の3分の1の数
選挙区名
熊本市第二選挙区 61,216
八代市・八代郡選挙区 36,293
人吉市選挙区 8,424
荒尾市選挙区 13,862
水俣市選挙区 6,269
玉名市選挙区 17,406
天草市・天草郡選挙区 22,627
山鹿市選挙区 13,631
菊池市選挙区 12,796
宇土市選挙区 9,998
上天草市選挙区 6,958
宇城市・下益城郡選挙区 18,319
阿蘇市選挙区 6,795
合志市選挙区 16,811
玉名郡選挙区 10,630
菊池郡選挙区 20,910
阿蘇郡選挙区 9,712
上益城郡選挙区 23,151
葦北郡選挙区 5,595
球磨郡選挙区 13,758
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
選挙区名
熊本市第一選挙区 136,709

熊本県選挙管理委員会告示第5号
令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における公職の候補者藤川隆夫の出納責任者福島喜美子から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動に関する収支報告書の訂正の報告があつたので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和6年（2024年）3月22日熊本県選挙管理委員会告示第18号（令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。
令和7年（2025年）1月10日
熊本県選挙管理委員会委員長 高島 剛 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
- 令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙（熊本市第一選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 6,818,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤川 隆夫	所属党派	自由民主党	期 間	1月13日から 4月14日まで	第1回分
出納責任者氏名	福島 喜美子					
収入		円		支出		円
主たる寄附				人 件 費		603,900
（氏名・団体名）		（職業）		家 屋 費		0
自由民主党熊本県支部連合会		政党		選挙事務所費		0
		500,000		集会会場費		0
熊本県医師連盟		政治団体		通信費		0
熊本県薬剤師連盟		政治団体		通交印刷費		0
熊本県獣医師連盟		政治団体		広告費		403,680
		100,000		文具費		553,734
		100,000		食糧費		0
				雑費		30,648
その他の寄附		0件		休泊費		0
その他の収入		0		雑費		160,368
今回計		4,700,000		今回計		1,752,330
前回計		0		前回計		0
総計		4,700,000		総計		1,752,330
支出のうち公費負担相当額		ポスターの作成				280,000円
		ビラの作成				123,680円
		計				403,680円